

請地だより

— 第44号 —

平成31年1月発行

発行

たかさき法律事務所

〒370-0067 高崎市請地町11番地6 2階
TEL.027-325-9123 FAX.027-325-4101

- ホームページURL
<http://takasaki-law.gr.jp/>
- メールアドレス
office@takasaki-law.gr.jp

寒中御見舞申し上げます

新春の候 皆様にはますますご発展のことと、お慶び申し上げます。今年の四月をもつて平成は終わり、五月からは新しい元号になります。平成を総括する特集も、あちこちで目にするようになりました。群馬弁護士会でも、平成生まれの弁護士が活躍し始めていますが、まだどの分野においても、若手として括られる立場であり、平成生まれの人たちの特徴といっても、あまりピンと来ません。

日本では、依然として昭和生まれが

あらゆる組織で中心を占めている訳で、総括すべきはむしろ「昭和」という時代、あるいは「昭和的な心性」であると思います。昨年中も、さまざまな組織でバワハラ、セクハラの類が告発されていました。その中心にあったのは「昭和的なもの」であったのかもしれない。昭和的な心性とされているのは、一般的に、根性や忍耐が重んじられ、個人よりも組織を優先し、男性優位で、親分肌のボスは気前がいいが抑圧的であり、周囲の人間が過度の忖度を行う、

といったところでしょうか。

しかし、こういった昭和的な（あるいは日本的な？）心性がもたらしているのは、非効率的な経済システムの温存であり（日本の労働生産性は他の先進諸国に比べて低い）、その上に弱肉強食の格差社会が築かれつつあるのが、今の日本の現状だと思っています。

もちろん、ポジティブな側面もあります。日本の高度成長を支えたのは、謙虚に黙々と自分の持ち場を守り、言葉の真の意味における「仕事」を成し遂げた昭和生まれの人たちでした。

周りをみても、明確なビジョンを持って、超人的なエネルギーで突き進むのは昭和の人間であり、「草食」などと揶揄されがちな平成の若者が圧倒される光景を見ます。

我々は新しい時代を迎えるにあたって、昭和の時代に築かれたものを冷静に見極め、何を次世代に繋いで、何を改めなければならないのか、真剣に考えるべきだと思います。

さて、たかさき法律事務所は、昨秋より、新進気鋭の並木駿介弁護士（平成生まれ）を迎え、弁護士七人の体制となりました。

今後とも、地域の中小企業の皆様、市民の皆様にとって、有益な助言を行える弁護士事務所となるべく、我々弁護士・事務局一同、研鑽を積んでいく所存でございます。

本年も、どうか宜しくお願い申し上げます。

弁護士 長井 友之
 弁護士 栗原 秀和
 弁護士 田島 慎太郎
 弁護士 佐藤 亮
 弁護士 飯野 豪
 弁護士 並木 駿介
 弁護士 羽鳥 正靖
 事務局 武井 智子
 広木 朋子
 堀内 敦子
 藤橋 こずえ
 吉田 眞樹子
 森 宏子
 堀 哲也

弁護士 栗原 秀和

法律
コラム

相続法の改正について

弁護士 並木 駿介

一 はじめに

二〇二八年七月の通常国会において、相続法を大幅に改正する民法等の改正案が可決・成立しました（原則的な施行日は、二〇一九年七月一日）。相続法は、法律実務家にとってはもちろんですが、一般の方々にとっても、最も身近な法律分野の一つではないかと思っています。

そこで、本コラムでは、一般の相続法改正のうち、新たに創設された配偶者居住権について解説いたします。

二 配偶者居住権の創設

（民法第二〇二八条以下）

配偶者居住権については、新聞報道等で目にした方も多いと思われます。この、配偶者居住権は、今回の改正によって新たに創設された権利であり、今後、多くの事例で活用される可能性があるため、是非ともチェックしておきたい制度です。

（一）配偶者居住権創設の趣旨について

そもそも、なぜ、このような権利を創設する必要があるのでしょうか。

被相続人が遺言を遺さずに亡くなった場合、基本的には、法定相続分に従った遺産分割がなされます。そして、配偶者が、被相続人と同居していた場合には、その建物に居住し続けることを希望する方が多いと思われます。

しかし、住居のような建物は、一般に高価なため、遺産分割協議において、配偶者が住居を取得してしまうと、預貯金や現金などの流動資産をあまり受け取れなくなってしまうという事態が起こりえます。高齢社会の進展にともない、配偶者自身も高齢の場合が多いですから、こうなってしまうと、配偶者が安定した生活を送れなくなってしまう危険性があります。

そこで、配偶者が、終身の間、無償で従前の自宅に居住することのできる「配偶者居住権」が新たに創設され、配偶者が自宅そのものを取得しなくても、居住し続けることができるようになりました。

（二）具体的な事例を用いて

そこで、「夫が亡くなり、相続人は妻と子の二人（法定相続分は二分の一ずつ）、相続

財産は二〇〇〇万円相当の自宅と預貯金三〇〇〇万円の合計五〇〇〇万円」という事例をもとに、配偶者居住権のメリットを説明します。

これまでですと、妻が自宅を取得した場合、預貯金については、妻が五〇〇万円、子が二五〇〇万円を取得することになり、妻の取得する預貯金が少なくなってしまう。

一方、配偶者居住権が導入されると、どのように変わるのでしょうか。

まず、妻は自宅そのものではなく、自宅の配偶者居住権を取得し、自宅そのものは子が取得するという遺産分割が可能になります。

配偶者居住権の価値については、一定の簡易な評価方法が用いられることが想定されていますが、この事例で、かりに配偶者居住権の価値が一〇〇〇万円と算定されたとしても、すると、自宅そのものの価値（二〇〇〇万円）から配偶者居住権の価値（一〇〇〇万円）を控除した残り一〇〇〇万円が、子が取得する、配偶者居住権の負担が付いた自宅の価値になります。

そうすると、預貯金についても、妻と子で均等に二五〇〇万円ずつ分割することとなり、妻は、これまでよりも多くの預貯金を取得できることになるのです。

三 最後に

配偶者居住権は、いままでにはなかった新しい制度です。から、今後、使い勝手のよい制度として実務に定着するかどうかは不透明といわざるを得ません。しかし、適用しうる

事例は極めて多数に上ると思われ、施行後（配偶者居住権制度は、二〇二〇年四月一日から施行されます。）の動向を注意深く見守りたいと思います。

新規加入弁護士紹介

弁護士
並木 駿介

皆様はじめまして。

昨年十一月より、たかさき法律事務所にて執務をさせていただいております、並木駿介と申します。

私は、平成二十七年一二月に弁護士登録をし、弁護士として四年目を迎えました。

これまでの三年間を改めて振り返ると、当然のことな

がら、私の能力不足ゆえに、至らぬ点多々ありましたが、無事解決を迎えたときの依頼者の方々の笑顔が思い出され、この仕事を選んでよかったなどの思いがこみ上げます。

また、私事ですが、昨年六月に結婚し、公私ともに、人生の新たなステージに足を踏み入れることになりました。

今後は、当事務所の一員として、一人でも多くの皆様方のお役に立てるよう、精一杯努める所存ですので、何卒よろしくお願い致します。

Profile

誕生日

平成元年12月2日

出身地

群馬県高崎市

趣味・特技

将棋(いわゆる“観る将”)、野球、ゴルフ

将来の目標

微力ながら、一人でも多くの方の“問題解決”のお手伝いができればと思います。

休日の過ごし方

以前は出不精でしたが、アクティブな妻の影響で、最近は出かけることも多くなりました。野球やゴルフをすることも多いです。

好きな言葉

万巻の書を読むに非ざるよりは、いずくんぞ千秋の人たるを得ん。一己の労を軽んずるに非ざるよりは、いずくんぞ兆民の安きを致すを得ん。



寄稿

バイクと脳と
アンチエイジング

司法書士 山中 清之

ワインディングや街で見かける颯爽な走りの中年ライダーはバイクに乗ってない人に比べて妙に若々しく見えます。彼らは若い日を懐かしがっているのか、まだまだ若いやつに負けられるか、と思っているのか。どちらにせよバイクに乗ることによって気持ちの高ぶりがあるようです。DSの「脳トレ」で有名な川島隆太教授の研究で二輪車に乗ると脳が活性化することが科学的に証明されています。ただ、効果のあるものはマニアルバイクで、逆にスクーターやATバイク、四輪のAT車では、殆ど活動していない事もわかりました。実験ではベテランライダーとブランクのあるライダーの二組で行われたんですが、驚くべき事に両者の運転時の脳の働きは全く対照的でした。ブランクのあるライダーはESP（超感覚的知覚）と呼ばれるいわば直感（処理能力が追いつかず脳が勘違いをする）で運転しているのに対し、ベテランライダーは論理的に情報を処理し集中して運転している事が分かったんです。要するに普段から乗っている人ほど集中力が増し、脳が活性化するという事です。

最近リターンライダーの事故が多いのもこういった事も一因なのかもしれません。活性化し鍛えられる脳の部分というのは前頭前野と呼ばれる「脳の司令塔」とも呼ばれる場所。生物の中でも人類が特に発達している部分で「記憶力」「思考力」「集中力」「感情抑制」「意欲向上」といった働きを担っています。特に向上したのが認知機能である「記憶力」「判断力」といった部分。状況から危険な臭いや危険な予感を察知するといったバイク乗りが当たり前にしている思考、判断もバイク乗りだからこそ鍛えられ出来ている事なんです。更にプラスの影響として「ストレス発散」「ホルモンバランス改善による体調改善」といった効果も実証されています。中高齢者になった人も、これからなる人も心と体を若々しく保つ努力を続けることは大事です。若作りをするのではなく今の自分を受入れて折合いを付けながら若々しくしている人はとても輝いて見えます。かくいう私も実はバイク小僧から今や大ベテランになってしまった内の一人。走る事が好きで少年の時から休む事なく現在まで走り続けています。まだやれると無理なく応えられる限りは走り続けたいと思います。もし、バイクに理解の無い人からバイクの何が楽しいの？と聞かれたら「どの乗り物よりも脳が活性化する

からさ」ではなく、やっぱり「バイクが好きでたまらないからさ」と答えたいな。

寄稿
主権者教育について

弁護士 草薙 篤

平成二八年六月一九日、一八歳選挙権を実現する改正公職選挙法が施行されました。また、平成三二年四月から成人年齢が一八歳に引き下げられる予定です。さらに、少年法の対象年齢を一八歳に引き下げるとの議論も続いているところです。様々な考えがあるところですが、たばこやお酒を除いた成人年齢が一八歳に引き下げられようとしています。教育の現場でも、それに伴い、学習指導要領が大きく再編されるなどして、発達段階に応じたいわゆる主権者教育（知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることを目的とする。）をどのようなのか、試行錯誤がなされているところです。現在、模擬選挙や身近なルール作り、実際に請願をしてみる、弁護士などと呼び、選挙演説

をしてもらい、質問をして、投票をするといった様々な試みがなされております。基本に立ち返って考えますと、求められるものは、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることです。その理論としては、JSMIL、ジョン・ロールズといった先人の考えをもとに、幸福、正義、公正の概念を用いて考えるということになるのかと思います。また、外国籍の児童生徒が群馬県においてかなりの数がいるかと思いますが、疎外感を抱かない様に配慮も必要です。諸外国では、議論の工夫として代表的なものとして、トゥールミンモデル（主張、根拠、理由を図式化していくもの）という技法が用いられています。また、政治的中立性についても配慮が必要ですが、子どもの学習権をスタートとして考える必要があるかと思えます。諸外国では、教師が自身の見解を生徒に押し付けない限り、教師自身の見解を率直に述べることも教育手法の一つとして許容されておりますが、難しい問題です。私も弁護士として、法教育に携わる場面がありますので、日々精進をしていきたいと思えます。

寒中 お見舞い申し上げます



今年の目標???、強いて言えば「健康管理」でしょうか。

今まで、丈夫に産み育ててもらったお陰で、殊更、健康に留意する必要はありませんでした。とはいえ、今までのような不摂生を繰り返しては、何れ、天罰が下るのは必至です。

では、どういたしましょうか? 暴飲暴食を避け、規則正しい生活を送り、運動不足も解消します!どこかの公約みたいで、怪しいですね。仕事柄、ストレス・フリーという訳にはいきません。「禁煙」：夢にも思わなかった私ですが、人生に一度くらい、真剣に検討してみます? 要は、懲りておらず、健康なんでしょうね。

長井 友之

栗原 秀和

昨年九月二一日に、日弁連の仲裁センター連絡協議会が高崎市のメトロポリタンホテルで開催され、成城大学の町村泰貴教授とともに、フランスのADRについて講演を行いました。そのための準備と称して、三月に五年ぶりに渡仏し、久しぶりのフランスを味わってきました。パリのギメ美術館では、日本の甲冑展をやっており、日本でも見たことのない、価値の高い美術品としての揃いの武具が八点も展示されていて、驚きました。日本の一級的美術品を海外で見ると、少し複雑な気持ちになります。日本でも、上野で開催された「縄文展」(フランス

でも縄文土器は大人気です)や「フェルメール展」が素晴らしく、昨年は美術展の当たり年でした。

田島慎太郎

今年は、昨年耳にして、忘れられなかったふたつの行動指針を目標とします。

まずひとつめは、この三つさえ実行できればものごとはば成功するという秘訣です。内容は、「①姿を現す。②時間どおりに姿を現す。③いつでも仕事に取りかかる準備をした上で時間どおりに姿を現す。」というものです。当たり前のようですが、実際にはこのように重複する内容を強調しなければならぬほど実行できる人が少ないそうです。

ふたつめは、「①自分にとって最も重要で価値のあることを三つ書き出す。②これら三つのために毎日実行できる三つの行動を考えて書き出す。③三つの行動の少なくともひとつとどれかを毎日行う。」というものです。

大厄の年を有意義な年にするべく頑張ります。今年もよろしくお願いいたします。

佐藤 亮

皆様におかれましては、ご健勝にお過ごしのこととお喜び申し上げます。

昨年は、医療等に携わる法人においてハラスメントに関する講義をさせていた

だいたり、裁判所で破産管財人(候補者)を対象にした講義をさせていただいたりしました。また、弁護士会において、法曹と接点がないであろう一般の方を対象に、弁護士を紹介するお話をするなど、多くの方の前でお話をする機会がありました。

他人様に聞いていただく以上は面白いものにしたいと思い、事前の準備をしたのですが、自分の無知さを再認識し、とても良い勉強の機会を与えていただきました。

本年も、顧客の皆様により良法的サービスをご提供出来よう、あらゆる機会をとらえて自己研鑽に努める所存です。

よろしくお願いいたします。

飯野 豪

寒さが厳しくなってきましたが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。

おかげ様で、弁護士五年目を迎えることができました。仕事に慣れてきたところもございりますが、これからも依頼者皆様のために力を尽くすという初心を忘れずに精進いたします。

私事ではございますが、娘が一歳を迎えようとしています。娘の日々の成長を目にする中で、私自身も娘と同様のペースで成長していけたらと羨ましく思っております。

昨年中のご愛顧を感謝申し上げますとともに、皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。本年もよろしくお願いたします。

並木 駿介

昨年六月に結婚し、同時にアパートに引っ越ししましたので、新居に越してから

初めての冬を迎えております。

最も私の頭を悩ませたのは、暖房器具問題です。

備え付けのエアコンがあるのですが、これだけでは、乾燥して喉を痛める上に、足下が冷えます。そこで、妻と相談して、人生で初めてホットカーペットを購入しました。炬燵派の私は懐疑的だったのですが、これが意外と暖かくて快適!

炬燵と違って場所を取らない上に、全体が暖められているような気にさせてくれます。

ところが、このうれしい誤算によって、(もともと購入予定だった)石油ファンヒーターをどうするか、という新たな問題が発生してしまい、まだ解決には至っていません。

羽鳥 正靖

就寝時に毛布が手放せない時期になりました。寒さで風邪も引きやすくなる頃合いかと思いますが、いかがお過ごしでしょうか。

昨年の一〇月に子供が生まれました。親としての目下の願いは無事に元気に育ってくれることではありますが、湿疹が出たりしてなかなか目が離せない状態が続いております。

冬というコタツで蜜柑を食べるイメージがありますが、私は蜜柑と同じく冬が旬の林檎が大好きです。先日お客様から中之条町の林檎を沢山いただきました。甘い蜜が詰まった林檎の味はやはり素晴らしいですね。一日一食の林檎が医者遠ざけるとも言いますので、この冬は林檎を食べつつ身体の抵抗力を上げていきたいと思えます。

これから寒さは更に深まるかと思われ